

議案第 47 号

議決第 号

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例及び始良市国民健康保険条例
の一部を改正する条例の件

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例及び始良市国民健康保険条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例及び始良市国民健康保険条例
の一部を改正する条例

（始良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 始良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年始良市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）」を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症。以下同じ。）」に改める。

（始良市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 始良市国民健康保険条例（平成22年始良市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。））」を「（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。